

愛着のある住まいをきれいに、長持ちさせる！

平成30年度 高崎市住環境改善助成事業

本市では、市民のみなさんが市内の業者を利用して自宅を住宅本体の機能、住環境向上のための改修、修繕、模様替えなどをする場合に、最大20万円を助成します。

対象者	市内に住宅を所有し、そこに居住する本人か同一世帯の人
条件	<ul style="list-style-type: none">● 本人と世帯員の中に前年の所得額が400万円を超える人がいない ※前年の所得額の確定が6月中旬になりますので、所得額の確認は6月20日以降に本人が市民税課（電話：027-321-1218）まで● 本人と世帯員の中に市税を滞納している人がいない● 過去に住環境改善助成事業の助成金の交付を受けていない
対象の住宅	市内にあり現在居住している住宅（マンションなどの集合住宅は個人専有部分、店舗等の併用住宅は個人住宅部分）
対象の工事	<ul style="list-style-type: none">● 市内の業者を利用する工事 ※市内の住所表記で見積書、領収書を発行できる業者● 対象工事に要する経費（税込み）が20万円以上のもの
助成金額	対象工事に要する経費の30%、限度額20万円まで
助成件数	予算1億円（500件×20万円） ※申請が予算額に達した場合は、受け付けできないことがあります。

対象となる工事例

- 外壁や屋根の塗装などの外装工事
- 浴室やキッチンなどの水回り改修工事
- 壁紙の張替えなどの内装工事
- 障子や襖などの建具や畳の取替え

対象とならない工事例

- 別棟の車庫や物置などの工事
- 門扉やブロック塀などの外構工事
- エアコンや給湯器、便器などの
製品単体の購入
- 防虫や消毒、ハウスクリーニング

工事着手、代金支払い（一部前払いも）は必ず交付決定を受けてから！

申請の流れ

※郵送での受付は行っておりません。受付は土、日、祝日を除く。

①事前申請申込み（申請者→本庁建築住宅課、各支所建設課）

住環境改善助成事業に関する証明書交付申請書を提出してください。

受付期間：平成30年7月2日（月）～平成30年8月31日（金）

事前申請の受付から約3週間

証明書発行（本庁建築住宅課→申請者）

申請書の審査が完了した後、「住環境改善助成事業に関する証明書」と「②の本申請に関する書類一式」を送付いたします。

②本申請申込み（申請者→本庁建築住宅課、各支所建設課）

住環境改善助成事業に関する証明書と必要書類を添えて提出してください。

受付期間：平成30年8月1日（水）～平成30年11月30日（金）

本申請の受付から約3週間

助成金交付決定通知（本庁建築住宅課→申請者）

申請書の審査が完了した後、助成金の交付の可否及び交付額を決定し、「助成金交付決定通知」と「③の実績報告に関する書類一式」を送付いたします。

工事着手（工事代金支払い）

助成金の交付決定を受けてから工事着手してください。

※交付決定前に工事着手した場合は、助成対象になりません。

※領収書と見積書の金額が異なる場合は、手続きが必要になります。

③工事完了及び実績報告（申請者→本庁建築住宅課、各支所建設課）

工事が完了し、工事代金の支払いが済みましたら実績報告書類を提出してください。

受付期間：平成31年2月28日（木）まで

実績報告の受付から約1ヶ月

助成金交付（本庁建築住宅課→申請者）※通知書は送付いたしません。

実績報告書類の審査が完了した後、助成金を指定の口座に振り込みます。

お問合せ先、受付窓口 〒370-8501 高崎市高松町35番地1 建築住宅課（9F）

電話：027-321-1266 FAX：027-328-8990

メールアドレス：kenchiku-juutaku@city.takasaki.gunma.jp

受付窓口のみ 各支所建設課、倉渕支所は農林建設課

受付時間 平日 AM8時30分～PM5時15分

※担当窓口では住宅リフォームトラブル、紛争の相談、業者紹介についてはお答えしておりません。

下記相談窓口までお問い合わせください。

ぐんま住まいの相談センター 電話 027-210-6634（群馬県及び群馬県住宅供給公社）